



住まいる^家キーパー

ご契約のしおり

お問い合わせ先

弊社へのお問い合わせ

- 大阪市淀川区東三国2丁目37番10号 EIDAI BLD.6F
- フリーダイヤル：0120-282-595 ● 電話：06-6150-3330 ● FAX：06-6150-3332
- 電子メールアドレス：info@aqua-ins.com ● ホームページアドレス：https://www.aqua-ins.com/

事故が発生した場合

- 事故専用フリーダイヤル：0120-267-868
- 24時間365日 受付（平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。）

(社) 日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)

- 保険会社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。
- フリーダイヤル：0120-82-1144



アクア少額短期保険株式会社

AQSSI

1 1 ご契約の手引き 重要事項の説明

ご契約される前に必ずお読みいただいた上で、お申込みください。

保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

- 1 契約概要のご説明
- 2 注意喚起情報のご説明
- 3 万が一、事故が発生した場合のご注意
- 4 プライバシーポリシー

2 2 お住まいの家財保険・普通約款

3 3 お住まいの賠償責任保険・普通約款

4 4 参考資料 簡易家財評価額表



アクア少額短期保険株式会社

AQSSI



1 契約概要のご説明

ご契約される前に、必ずお読みいただき、特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。

この「契約概要のご説明」は、「お住まいの家財保険」と「お住まいの賠償責任保険」の商品内容をご理解いただくためのものです。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細は普通保険約款等でご確認ください。

1. 商品の仕組み

「お住まいの家財保険」と「お住まいの賠償責任保険」は、火災をはじめとする様々な偶然な事故により家財が損害を受けた場合や家主さん等に法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いする住居用の賃貸住宅に居住されている入居者のための保険です。

2. 補償の内容

(1) 保険金の支払事由

イ. 「お住まいの家財保険」

(イ) 保険金の種類（損害保険金） 詳しくは約款をご参照ください。（約款第4条、第5条）

①家財保険金～事故（■火災、落雷、破裂または爆発 ■給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水 ■風災・ひょう災・雪災※¹ ■建物外部からの物体の飛来・落下・衝突等）により、保険証券等に記載されたお住まいに収容される被保険者所有の家財（（ハ）保険の対象の範囲）に生じた損害について補償します。

②盗難保険金※²

③通貨等盗難保険金※³

④持出家財保険金

⑤水害保険金

※¹ 損害の額が20万円以上の場合に補償されます。

※² 家財保険金額の10%が限度額、1個または1組ごとに10万円を限度額

※³ （ハ）保険の対象の範囲（2）にかかわらず、1回の事故につき通貨の盗難は10万円を限度、預貯金証書は50万円を限度としてお支払いします。

(ロ) 保険金の種類（費用保険金） 詳しくは約款をご参照ください。（約款第4条、第5条）

①残存物片付け費用保険金

②失火見舞い費用保険金

③地震火災費用保険金※⁴

④賃借費用保険金

⑤修理費用保険金

⑥修理費用保険金2※⁵

⑦入居者死亡特別費用保険金※⁶

※⁴ 地震保険ではありません。地震等により火災が発生し「被保険者のお住まい」を収容する建物が半焼以上となったとき、または損害が保険金額の80%を超えると、保険金額の5%をお支払いします。

※⁵ ⑤の対象とならない、不測かつ偶然な事故により生じた外壁であるガラス、ドアに生じた損害を賃貸契約に基づき、自己負担で修理した費用について5万円を限度（免責金額5千円）としてお支払いします。

※⁶ 「被保険者のお住まい」内で被保険者が死亡し、その死亡を直接の原因として「被保険者のお住まい」を汚損により損害を与えた場合に、そのお住まいを損害発生前の状態に復旧するために必要な費用について30万円を限度としてお支払いします。

(ハ) 保険の対象の範囲 詳しくは約款をご参照ください。（約款第3条）

保険の対象の範囲は「被保険者のお住まい」に収容されている家財とします。ただし、次に掲げる物は保険の対象に含まれません。

(1) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機および自動車（自動三輪

車、自動二輪車、原動機付自転車（50cc以下のものを除きます。）および電動二輪車を含みます。} ならびにこれらの付属品

- (2) 通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3) 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、時計、宝玉石、宝石およびこれらに類する物、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- (4) 1個または1組の再調達価額が100万円を超える物
- (5) 携帯電話（高性能携帯電話を含みます。）、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネ、サングラス、かつら、補聴器その他これらに類する物
- (7) 動物および植物等の生物
- (8) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、パスポート、運転免許証その他これらに類する物
- (9) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

ロ、「お住まいの賠償責任保険」次の2種類の賠償責任保険金があります。

- (イ) 借家人賠償責任保険金： 被保険者の責めに帰すべき失火、ガス爆発によりお住まいの貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- (ロ) 個人賠償責任保険金： 日常生活において被保険者が、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

(2) 支払事由に該当しない場合および免責事由等の保険金等をお支払いしない場合

②注意喚起情報の4. 保険金をお支払いしない主な場合等の(1) 保険金をお支払いしない主な場合をご参照ください。（この冊子のP.4）

3. 付加できる特約「お住まいの家財保険」

破損・汚損特約：特約が付帯されている場合は、保険証券の特約欄に〔破損・汚損特約〕と表示します。〔破損・汚損特約なし〕と表示がある場合はこの特約は付帯されていません。補償内容は約款をご参照ください。

4. 保険期間

保険期間は2年間です。保険証券等に記載された保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、2年後の同一日付の前日（満了日）24時に終わります。

5. 引受条件

家財の保険金額は以下にご注意の上、ご設定ください。

- (1) お住まいの占有面積や家族構成などを参考として、保険の対象の再調達価額にてご設定ください。再調達価額に対し過小または過大である場合には、損害の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄になります。
- (2) 保険の対象にならない物にご注意ください。 P.1 2. 補償の内容 (1) イ. (ハ) 保険の対象の範囲 (注) (保険金の削減) 保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

6. 保険料に関する事項

保険料は、保険金額によって決まります。申込書をご確認ください。

(注) (保険料の増額または保険金の削減) 保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

7. 保険料の払込みに関する事項

保険料は2年一括払のみとなります。契約コースごとに定められた保険料を代理店もしくは弊社へ現金、または銀行振込、もしくはコンビニエンスストア専用払込用紙にてお支払いください。

8. 満期返れい金・契約配当金に関する事項

この契約には満期返れい金・契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金の有無およびそれらに関する事項

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、返還保険料をお支払いする場合があります。注意喚起情報のご説明6. をご参照ください。

2 注意喚起情報のご説明

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に、必ずお読みいただいた上で、お申込みください。

この「契約概要のご説明」は、「お住まいの家財保険」と「お住まいの賠償責任保険」に関するものです。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款等でご確認ください。

1. ご契約のお申込みの撤回等について（クーリングオフ）

ご契約の申し込み後であっても、次のとおりご契約の申込の撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

- (1) クーリングオフできる期間
ご契約を申し込まれた日、またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内です。
- (2) お申し出の方法
上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社あてに郵便またはEメールにてご通知ください。
Eメールの送信先：info@aqua-ins.com
- (3) クーリングオフの場合の保険料
クーリングオフの場合には、すでにお支払いの保険料は返還します。

▼はがき表面

〒532-0002
大阪市淀川区東三国2-37-10 EIDAI BLD.6F
アクア少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

▼はがき裏面

①保険契約を クーリングオフします。
②ご契約者 住所 氏名・捺印 電話番号
③ご契約を申込まれた年月日
④保険の種類 「お住まいの家財保険」 「お住まいの賠償責任保険」
⑤証券番号または領収証番号
⑥取扱代理店名

2. 告知義務・通知義務等

- (1) ご契約の際の注意事項（告知義務～保険申込書記載上の注意点）
ご契約者または被保険者になる方は、申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める★印の以下の項目についてご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務があります。
 - ①契約者の住所
 - ②契約者の氏名および生年月日または名称および代表者
 - ③被保険者の氏名および生年月日
 - ④法人契約者の場合は、その本社、本店、主たる事務所の住所
 - ⑤「被保険者のお住まい」の住所および占有面積
 - ⑥②以外の記名被保険者の氏名および生年月日
 - ⑦被保険者全員の他の保険契約の有無
- (2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）
ご契約後、次に掲げる事項が発生した場合は、遅滞なく、弊社にご通知ください。
 - ①「被保険者のお住まい」の用途を変更したこと。
 - ②保険証券等記載の住所を変更したこと。
 - ③被保険者が保険証券等記載の「被保険者のお住まい」の住所を変更した場合、その住所および占有面積
 - ④個人が契約者の場合、契約者の死亡または退去において、契約者を変更すること。なお、法人契約者の変更はできません。
 - ⑤契約者が個人の場合、改姓および改名。また、契約者が法人、個人事業主、団体である場合、名称変更
 - ⑥被保険者の変更、増減

⑦前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

3. 責任開始期

保険期間は、保険証券等に記載された保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、2年後の同一日付の前日（満了日）24時に終わります。ただし、責任開始日以降であっても代理店または弊社が保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

以下は主なものを記載しています。詳しくは約款をご覧ください。

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害、またはいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いしません。

イ. 家財・賠償責任共通

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- ④③以外の放射性照射または放射能汚染

ロ. 家財

- ①契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②契約者、被保険者、被保険者と同居する者または「被保険者のお住まい」の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- ③保険の対象の紛失または置き忘れ
- ④保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ⑤持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難
- ⑥保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害

ハ. 賠償責任

(イ) 借家人賠償責任および個人賠償責任共通

- ①契約者、被保険者、被保険者と同居する者、またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②保険金を受け取る者の故意
- ③被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ④被保険者が、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
ただし、①契約概要 2. (1)ロ. (イ)の場合を除きます。
- ⑤被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

(ロ) 借家人賠償責任

- ①被保険者が「被保険者のお住まい」を貸主に引き渡した後に発見された「被保険者のお住まい」の損壊に起因する損害賠償責任
- ②被保険者と「被保険者のお住まい」の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ③「被保険者のお住まい」の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任

(ハ) 個人賠償責任

- ①他の被保険者および被保険者と生計を共にする親族に対する損害賠償責任
- ②契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ④航空機、船舶、車両（原動機が人力であるものを除きます）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤「被保険者のお住まい」以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注) (保険金の削減) 保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

(2) 重大事由による解除

次の場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

①保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について、詐欺を行いまたは行おうとしたこと。

③①および②と同程度に当会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 無効について

次の場合には、ご契約は無効となり、すでにお支払いの保険料の取り扱いは以下の通りです。

- ①既に被保険者を同じくする当会社の他の保険契約があるとき。この場合には責任開始日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とし、保険料を返還します。
- ②契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたときは、返還しません。
- ③契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約を締結したときは、返還しません。

(4) 失効について

「被保険者のお住まい」が消滅または損壊を受け、被保険者の居住の用に供せられなくなった場合や保険の対象の全部が滅失した場合は、返還保険料を返還します。

5. 保険料の払込猶予期間等

保険料の払込猶予はありません。

(注) 保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

6. 解約と解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。解約日から満了日までの期間に応じて、返還保険料を返還させていただくことがあります。ただし、返還保険料は原則として未経過期間分より少なくなります。

7. 契約者保護制度について

弊社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。少額短期保険会社の経営が破綻した場合、同機構の行う資金援助等の措置の適用はなく、保険契約の移転等の補償対象には該当しません。

8. 指定紛争解決機関（指定ADR機関）

弊社に対するご相談・苦情のお申し出につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、契約者の必要に応じて「少額短期はけん相談室」が公正かつ中立な立場から和解の斡旋・解決支援をします。

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除きます。）

9. 更新

保険期間満了日の60日前までに弊社より契約者に更新の条件を通知します。契約者より、保険期間満了日までに更新保険料の払い込みをもって、更新案内の記載内容と同一の内容で契約を更新します。

弊社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。また、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。

10. 弊社がお引き受けできる契約

- (1) 同一の被保険者は弊社の2つ以上の保険商品に保険期間を重複して加入することは出来ません。セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。
- (2) 同一契約者によるすべての保険契約の被保険者の総数は、100名が限度となります。
- (3) 保険期間は2年です。
- (4) 同一の被保険者の保険金額の合計は1000万円以内です。ただし、この保険商品の賠償責任保険は別枠となります。

11. 支払時情報交換制度

保険金等のご請求に際して、お客様のご契約内容を照会させていただくことがあります。弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、弊社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する下記の照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合やこれらに係わる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」に基づき、相互照会事項の一部または全部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者等に照会を行い、他の各少額短期保険業者等からの情報を受け、また他の各少額短期保険業者等からの照会に対して情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が、相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払いの判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会の事実が消去されます。各少額短期保険業者等は「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

弊社が保有する相互照会事項記載の情報については、弊社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者、保険金等受取人およびその代理人は、弊社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、弊社の定める手続きに従い、当該情報利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、弊社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

保険種目	照会項目	回答項目
損害保険等	● 契約者の氏名・生年月日・住所（市・区・郡まで）、被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡まで）	● 保険種類、保険の目的、保険金額、保険期間、保険事故の発生日・場所・事故形態・事故原因

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

3 万が一、事故が発生した場合のご注意

1. 事故が起こった場合の弊社へのご連絡

事故が起こった場合は、「あわてず、落ち着いて」、次の処置を行ったうえで、弊社にご連絡ください。

- (1) 損害の発生および拡大の防止
- (2) 相手のご確認（賠償事故など）
ご連絡は、事故専用 フリーダイヤル 0120-267-868
平日9:00~17:00以外は受付のみとなります。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

- (1) 弊社所定の保険金請求書
- (2) 弊社所定の損害（事故）状況報告書
- (3) 保険金請求権をもつことの確認資料
(例) 委任状、印鑑証明書、資格証明書、未成年者用念書、戸籍謄本・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）など
- (4) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
 - ① 損害の発生を示す書類
(例) 公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類）、預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書、事故原因、発生場所、損害状況の見解書、写真 など
 - ② 損害の額等を示す書類
(例) 修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、損害内容申告書、購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面）、費用の支出を示す書類、賃貸契約書、家賃収入台帳、復旧工程表 など
 - ③ その他の書類

- (例) 権利移転書、調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）、造作所有権確認書（被害を受けた物件の所有者を確認するために必要な書類） など
- (5) 損害賠償責任に関する保険金をご請求の場合に必要な書類
 - ① 損害の発生を示す書類 (例) 上記(4)①と同じ
 - ② 損害の額等を示す書類
(例) 上記(4)②の書類の他、弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料、死亡診断書・死体検案書、葬儀費明細書、領収書、交通費・諸費用の明細書、その他の費用の支出を示す書類、休業損害確認資料（休業損害証明書・源泉徴収票・所得証明書・確定申告書）、受領している年金額の確認資料、労災からの支給額の確認資料 など
 - ③ その他の書類
(例) 上記(4)③の書類の他、先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）

4 お客様の個人情報の取り扱いに関する宣言（プライバシーポリシー）

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- ① 保険契約の引受・維持・管理、② 保険金等の支払、③ 弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実、④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求、⑤ 与信の判断・与信後の管理、⑥ その他保険事業に関連・付随する業務

3. 個人情報の安全管理

弊社は、個人情報管理責任者を定め、関係法令等を遵守するとともに、個人データの漏えい・滅失・毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いたします。また、本措置の継続的改善に努めます。

- ① 組織的安全管理措置、② 人的安全管理措置、③ 物理的安全管理措置、④ 技術的安全管理措置
- 本措置の内容を従業者に徹底し、その遵守状況を点検・監査するとともに、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、委託後も委託先の業務遂行状況を監督いたします。

4. 個人データの第三者への提供

弊社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

- ① 法令に基づく場合、② 業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合、③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

5. センシティブ情報の取り扱い

弊社は、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 会社の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合、② 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合、③ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合、④ 法令等に基づく場合、⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合、⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



6. ご契約内容、事故に関するご照会

お客様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、保険証券に記載の弊社窓口・代理店にお問合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関するご請求

掲記のご請求につきましては、下記の窓口にご連絡ください。ご請求をご本人であることを確認させていただいたうえで、手続を行います。

【お問合せ先】 アクア少額短期保険株式会社本社事務局
所在地：大阪市淀川区東三国2丁目37-10
フリーダイヤル：0120-282-595
電話：06-6150-3330
電子メールアドレス：info@aqua-ins.com
ホームページアドレス：http://www.aqua-ins.com

8. 個人情報の安全管理措置に関するご質問および取り扱いに関する苦情・ご相談の窓口

弊社の個人情報に関する取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご意見は、次の窓口にお問合わせください。

【お問合せ先】 上記7のお問い合わせ先と同じ

9. 個人情報保護に関する取り扱い方針、取組内容の継続的改善

弊社は、個人情報保護強化のため、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱い内容の見直しと改善を継続的に実施いたします。

個人情報管理責任者 福尾 勉

目次

- 第1条(用語の定義) 10
- 第2条(被保険者) 11
- 第3条(保険の対象の範囲) 11
- 第4条(保険金をお支払いする場合) 12
- 第5条(お支払いする保険金の額) 14
- 第6条(他の保険契約がある場合の保険金の額) 15
- 第7条(保険金をお支払いしない場合) 15
- 第8条(重複契約の禁止) 16
- 第9条(保険期間) 16
- 第10条(ご契約時の告知義務) 16
- 第11条(ご契約後の通知義務) 17
- 第12条(保険契約が無効となる場合) 18
- 第13条(契約者による保険契約の解約) 18
- 第14条(保険契約が失効となる場合) 18
- 第15条(保険契約の取消) 18
- 第16条(保険金額の調整) 18
- 第17条(重大事由による解除) 18
- 第18条(保険料の払込) 19
- 第19条(保険料の返還) 19
- 第20条(保険料の増額または保険金の削減) 20
- 第21条(保険契約の更新) 20
- 第22条(損害発生の場合の手続) 20
- 第23条(損害防止義務および損害防止費用) 21
- 第24条(保険金の請求) 21
- 第25条(保険金をお支払いする時期) 21
- 第26条(残存物および盗難品の所有権) 22
- 第27条(保険金お支払い後の保険金額) 22
- 第28条(損害発生後の保険の対象の滅失) 22
- 第29条(被害者による直接請求権) 22
- 第30条(保険金請求権の行使期限) 23
- 第31条(代位) 23
- 第32条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い) 23
- 第33条(破産) 23
- 第34条(訴訟の提起) 23
- 第35条(準拠法) 23
- 破損・汚損担保特約 23

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

- この約款
お住まいの家財保険普通保険約款をいいます。
- 普通保険約款
お住まいの家財保険普通保険約款をいいます。
- 当会社
この保険契約の引受保険業者をいいます。
- 契約者
当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、保険料の支払義務を負うこととなる保険契約者をいいます。また、法人契約者とは、契約者が法人、個人事業主または団体であるものをいいます。
- 被保険者
この保険契約により補償を受ける者をいいます。
- 親族
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 保険証券
保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し郵送で契約者に交付する書面をいいます。
- 保険契約の更新証
保険契約を更新した際に、新たに保険証券を発行しないで保険証券に代わるものとして、当会社が作成し郵送で契約者に交付する書面をいいます。
- 保険証券等
保険証券、保険契約の更新証、および異動承認書をいいます。
- 建物
土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、半地下室（四周がすべて一部地盤面下にある部分）を含みます。また、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置は含みません。
- 「被保険者のお住まい」
被保険者が日本国内において、居住用として入居する保険証券等記載の賃借物件である戸室または一戸建の建物をいいます。ただし、戸室または建物が、居住の用に供されている部分と専ら職務の用に供されている部分（生活用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます。）とから構成されている場合には、専ら職務の用に供されている部分については、「被保険者のお住まい」とはみなしません。
- 家財
「被保険者のお住まい」に収容され、被保険者の所有する生活の用に供する動産のことをいい、業務の用に供されるものを除きます。
- 預貯金証書
預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- 保険金
この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。損害保険金と費用保険金があり、保険金の種類は、家財保険金、盗難保険金、通貨等盗難保険金、持出家財保険金、水害保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞い費用保険金、地震火災費用保険金、賃借費用保険金、修理費用保険金、修理費用保険金2、入居者死亡特別費用保険金があります。
- 保険金額
保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険証券等に記載されています。
- 再調達価額
損害が生じた時および場所における家財と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 支払限度額
この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は保険証券等に記載されています。
- 損害

滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家財について生じた損害を含みます。

- 損壊
財産的価値を有する有体物の滅失、き損または汚損をいいます。
- 「被保険者のお住まい」の貸主
「被保険者のお住まい」の所有者または転貸人をいいます。
- 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張に伴う破壊またはその現象をいいます。
- 給排水設備
建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラ設備・装置を含みます。
- 風災
台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
- 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
- ひょう災
ひょう（積乱雲から降る大粒の氷）によって生じた事故をいいます。
- 雪災
豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
- 契約者の住所
保険証券等記載の契約者の住所をいいます。ただし、第11条（ご契約後の通知義務）の規定により、通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
- 危険
損害の発生の可能性をいいます。
- 「被保険者のお住まい」を収容する建物の半焼
（地震火災費用保険金）建物の半焼とは、「被保険者のお住まい」を収容する建物の主要構造部の損害がその建物全体の再調達価額の20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明を基に判定します。
- 「被保険者のお住まい」の半損
（賃借費用保険金）
「被保険者のお住まい」の半損とは、「被保険者のお住まい」を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の再調達価額の20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明または当会社の使用する保険事故鑑定人の調査を基に判定します。
- 外壁であるガラス、ドア
「被保険者のお住まい」を構成する戸室または一戸建ての建物のガラスまたはドアのうち、外壁のように外部と接しているものをいいます。建物または戸室内のドア、ガラスと区別しています。

第2条（被保険者）

- 被保険者は、「被保険者のお住まい」に入居する次の者をいいます。
 - 保険証券等記載の被保険者をいいます。（記名被保険者）
 - （1）の被保険者と同居する親族。無記名で含まれます。（無記名被保険者）
ただし、法人、個人事業主または団体が契約者となる場合を除きます。その場合は記名が必要です。
 - 生活の本拠として、「被保険者のお住まい」に（1）の被保険者と同居する者で、この保険とセットで加入する「お住まいの賠償責任保険」の保険証券等に記載された（1）以外の者。（記名被保険者）
- 第1項（1）の被保険者と（2）の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生のおけるものをいいます。
- この保険契約において法人契約者の場合の第1項（1）の被保険者は、その契約者の役員、従業員、職員に限りま。
- 第1項（2）の無記名の被保険者が、当会社の他の保険契約の記名被保険者となった場合には、重複する被保険者として無記名被保険者としての資格を失います。
- この保険契約において、個人が契約者となるとき第1項（1）の被保険者は、契約者と同一者とします。

第3条（保険の対象の範囲）

保険の対象の範囲は、「被保険者のお住まい」に収容されている家財とします。ただし、次に掲げる物は保険の

対象に含まれません。

- (1) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機および自動車（自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車（50cc以下のものを除きます。以下同じ。）および電動二輪車を含みます。）ならびにこれらの付属品
- (2) 通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3) 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- (4) 1個または1組の再調達価額が100万円を超える物
- (5) 携帯電話（高機能携帯電話を含みます。）、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネ、サングラス、かつら、補聴器その他これらに類する物
- (7) 動物および植物等の生物
- (8) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、パスポート、運転免許証その他これらに類する物
- (9) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

第4条（保険金をお支払いする場合）

1（家財保険金）

当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかの事故によって保険の対象に生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。）に対して、損害保険金をお支払いします。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
- (5) 風災、ひょう災、雪災。ただし、「被保険者のお住まい」またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害で、その額が20万円以上となる場合に限ります。
- (6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

2（盗難保険金）

当社は、この約款に従い、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、スリ、置引きを除きます。以下同様とします。）によって保険の対象に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をした場合に限ります。

3（通貨等盗難保険金）

当社は、第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、「被保険者のお住まい」内において通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、次に掲げる事実の全てがあったことを条件とします。

- (1) 被保険者が、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。
- (2) 預貯金証書の盗難の場合には、契約者または被保険者が盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- (3) 預貯金証書の盗難の場合には、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

4（持出家財保険金）

当社は、第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、被保険者によって保険証券記載の「被保険者のお住まい」から一時的に持ち出された家財（以下「持出家財」といいます。）について日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等専ら通路に使用されるものを除きます。）内において発生した次の各号に掲げる損害に対して損害保険金をお支払いします。

- (1) 第1項（家財保険金）の対象となる事故によって損害が生じた場合。
- (2) 第2項（盗難保険金）の対象となる事故によって損害が生じた場合。

5（水害保険金）

当社は、この約款に従い、水害によって保険の対象に発生した次に掲げる損害に対して、損害保険金をお支

払いします。

- (1) 床上（居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。））浸水によって損害が生じた場合。

6（残存物片付け費用保険金）

当社は、この約款に従い、第1項（家財保険金）の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取り壊し、清掃および運搬をするための費用（以下「残存物片付け費用」といいます。）に対して、残存物片付け費用保険金をお支払いします。

7（失火見舞い費用保険金）

当社は、この約款に従い、第1項（家財保険金）の損害保険金が支払われる場合において、「被保険者のお住まい」から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物に限ります。）に滅失、き損または汚損の損害（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）が生じたときは、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞い費用保険金をお支払いします。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に損害が生じた場合を除きます。

8（地震火災費用保険金）

当社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に掲げる事実のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いします。

- (1) 「被保険者のお住まい」を収容する建物が半焼以上となったとき。
- (2) 保険の対象の損害の額が保険金額の80%を超えるとき。
ただし、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

9（賃借費用保険金）

当社は第1項（家財保険金）、第2項（盗難保険金）、第3項（通貨等盗難保険金）、第5項（水害保険金）が支払われる場合において、「被保険者のお住まい」が半損以上となったときは、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用をお支払いします。

ただし、賃借費用の範囲は、損害が発生したときから1カ月以内に発生した、次に掲げるものに限ります。

- (1) 賃貸住宅を賃借するために発生した仲介手数料および礼金（敷金、保証金など、将来返還される性質を有するものを除きます。）。
- (2) 事故のあった「被保険者のお住まい」から、新たに賃借する賃貸住宅もしくは宿泊施設へ「保険の対象」を運送するために発生した費用（運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限ります。）。
- (3) 宿泊施設において専ら宿泊することにのみ発生した費用（食事代、サービス料等宿泊に付随して発生した費用を除きます。）。

10（修理費用保険金）

- (1) 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかの事故により「被保険者のお住まい」に損害が生じた場合において、「被保険者のお住まい」の貸主との契約（お住まいの賃貸借契約）に基づき、被保険者が自己の費用で現実にこれを修理したときは、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

ア 火災

イ 落雷

ウ 破裂または爆発

エ 風災、ひょう災、雪災。ただし、住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

オ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

カ 盗難

また、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

(ア) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

(イ) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔等の「被保険者のお住まい」居住者の共同の利用に供せられるもの

- (2) 「被保険者のお住まい」の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合に保険金をお支払いします。ただし、被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管にかかわる損害に対しての修理費用保険金はお支払いしません。

11 (修理費用保険金2)

当社は、この約款に従い、次に掲げる事故により「被保険者のお住まい」に損害が生じた場合において、「被保険者のお住まい」の貸主との契約（お住まいの賃貸借契約）に基づき、被保険者が自己の費用で現実にこれを修理したときは、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、修理費用保険金2をお支払いします。ただし、賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

- (1) 第10項の支払の対象とならない、不測かつ偶然な事故により生じた外壁であるガラスの損害
(2) 第10項の支払の対象とならない、不測かつ偶然な事故により生じた外壁であるドアの損害

12 (入居者死亡特別費用保険金)

保険証券等記載の「被保険者のお住まい」内で被保険者が死亡し、その死亡を直接の原因として「被保険者のお住まい」を汚損により損害を与えた場合において、次に掲げる入居者死亡特別費用保険金をお支払いします。

- ア 「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用で、他の被保険者または死亡した被保険者の連帯保証人または法定相続人が負担した費用
イ アに規定する費用がない場合で、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために被害者が被った損害額

第5条（お支払いする保険金の額）

1 (家財保険金)

当社は、保険金額を限度として、事故における「保険の対象」の損害の額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金としてお支払いします。なお、当社が損害保険金としてお支払いする損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。

2 (盗難保険金)

当社は、次の各号によって計算された損害の額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金として、お支払いします。

- (1) 当社が損害保険金としてお支払いする損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、この保険契約の保険証券等に記載されている保険金額の10%を限度額とし、保険の対象の1個または1組ごとに10万円を限度額とします。
(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。

3 (通貨等盗難保険金)

当社は、次の各号によって計算された損害の額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第3項の損害保険金として、お支払いします。

- (1) 当社は、通貨の盗難の場合には、1回の事故につき10万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、お支払いします。
(2) 当社は、預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、お支払いします。

4 (持出家財保険金)

当社は、次の各号によって計算された損害の額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第4項の損害保険金として、お支払いします。

- (1) 第4条第1項（家財保険金）の事故によって「持出家財」が損害を受けた場合には、当社は1回の事故につき、80万円またはこの保険契約の保険証券等に記載されている保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度額としてその損害額を損害保険金としてお支払いします。なお、当社が損害保険金としてお支払する損害の額は保険の対象の再調達価額によって定めます。
(2) 第4条第2項（盗難保険金）の事故によって「持出家財」が損害を受けた場合には、当社は1回の事故につき、80万円またはこの保険契約の保険証券等に記載されている保険金額の10%に相当する額のいずれか低い額を限度額としてその損害額を損害保険金としてお支払いします。なお、当社が損害保険金としてお支払する損害の額は保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、「保険の対象」の1個または1組ごとに10万円を限度とします。

5 (水害保険金)

当社は、第4条（保険金をお支払いする場合）第5項の事由によってお支払いする損害保険金の支払額は、保険金額の70%を限度として、保険の対象の損害額の70%とします。

6 (残存物片付け費用保険金)

当社は、1回の事故につき第4条（保険金をお支払いする場合）第1項（家財保険金）の損害保険金の10%に相当する額を限度として実際に負担された額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第6項の残存物片付け費用保険金としてお支払いします。

7 (失火見舞い費用保険金)

当社は、1回の事故につき支払われる第4条（保険金をお支払いする場合）第1項（家財保険金）の損害保険金の20%に相当する額を限度とし、第4条（保険金をお支払いする場合）第7項の失火見舞い費用保険金として、損害が生じた世帯等または法人（以下「被災世帯等」といいます。）の数の20万円を乗じた額を、お支払いします。

8 (地震火災費用保険金)

当社は、保険証券等に記載されている保険金額の5%を第4条（保険金をお支払いする場合）第8項の地震火災費用保険金としてお支払いします。

9 (賃借費用保険金)

当社は、30万または損害が発生した、「被保険者のお住まい」の月額家賃の3ヶ月分に相当する額のいずれか低い方の額を限度として、実際に負担した額を第4条（保険金をお支払いする場合）第9項の賃借費用保険金としてお支払いします。

10 (修理費用保険金)

- (1) 当社は、1回の事故につきこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%に相当する額を限度として、実際に負担した額を第4条（保険金をお支払いする場合）第10項（1）の修理費用保険金としてお支払いします。
(2) 当社は、1回の事故につき、10万円を限度として実際に負担した額を第4条（保険金をお支払いする場合）第10項（2）の修理費用保険金としてお支払いします。

11 (修理費用保険金2)

当社は、1回の事故につき5万円を限度額として、実際に負担した額から5千円を差し引いた額を第4条（保険金をお支払いする場合）第11項の修理費用保険金2としてお支払いします。

12 (入居者死亡特別費用保険金)

当社は、1回の事故につき30万円を限度として、実際に負担した額または損害額のいずれか低い金額を第4条（保険金をお支払いする場合）第12項の入居者死亡特別費用保険金としてお支払いします。

13 第1項から第12項までの各項によって計算された額の合計額が1000万円を超える場合においては、当社がお支払いする保険金は1000万円とします。

第6条（他の保険契約がある場合の保険金の額）

1 当社は、第4条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を担保する他の保険契約等（特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含みます。以下同じ）がある場合には、次の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。

- (1) それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がなかったものとして算出して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下同じ）の合計額が損害額以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額
(2) それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当社は、次に定める額をお支払いします。
①他の保険契約から保険金（共済金を含みます。）が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額。
②他の保険契約から保険金（共済金を含みます。）が支払われた場合、損害額から他の保険契約等から支払われた保険金（共済金を含みます。）の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

2 第1項の場合において、第4条（保険金をお支払いする場合）第6項の残存物片づけ費用保険金につき、他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項から第5項までの損害保険金の額は、第1項の規定を適用して算出した額とします。

3 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、第1項の規定をそれぞれ別に適用します。

第7条（保険金をお支払いしない場合）

- 1 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項から第12項の保険金をお支払いしません。
 - （1）契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - （2）被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。
 - （3）契約者、被保険者、被保険者と同居する者または「被保険者のお住まい」の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
 - （4）保険の対象の紛失または置き忘れ
 - （5）第4条（保険金をお支払いする場合）第1項、第5項、第8項の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - （6）保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が「被保険者のお住まい」の軒下または「被保険者のお住まい」の自転車置き場で屋根付のものに収容されている場合を除きます。
 - （7）持出家財である自転車または原動機付自転車の盗難
 - （8）保険の対象が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害
 - （9）保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害
 - （10）雨、雪、ひょうもしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入
ただし、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項（5）の事故による場合を除きます。
- 2 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項から第12項の保険金をお支払いしません。
 - （1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
 - （2）地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - （3）核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 - （4）（3）以外の放射性照射または放射能汚染

第8条（重複契約の禁止）

この保険契約の被保険者は、重複して当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。

第9条（保険期間）

- 1 保険期間は、保険証券等に記載された保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、2年後の同一日付の前日（満了日）24時に終わります。
- 2 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第10条（ご契約時の告知義務）

- 1 契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、当社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - （1）契約者の住所
 - （2）契約者の氏名および生年月日または名称および代表者
 - （3）被保険者の氏名および生年月日
 - （4）法人契約者の場合は、その本社、本店、主たる事務所の住所
 - （5）「被保険者のお住まい」の住所および占有面積
 - （6）被保険者全員について他の保険契約の有無
- 2 当社は、保険契約締結の際、契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意また

は重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

- 3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - （1）第2項の事実がなくなった場合。
 - （2）当社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
 - （3）契約者または被保険者が、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - （4）当社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- 4 第2項の規定による解除が、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。
- 5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- 6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条（ご契約後の通知義務）

- 1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社所定の書面（以下「異動申請書」といいます。）にて当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
 - （1）（「被保険者のお住まい」の用途変更）「被保険者のお住まい」の用途を変更したこと。
この場合は第14条（3）の規定を適用します。
 - （2）（契約者の住所変更）保険契約者が保険証券等記載の住所を変更したこと。
 - （3）（「被保険者のお住まい」の住所変更）被保険者が保険証券等記載の「被保険者のお住まい」の住所を変更した場合、その住所および占有面積
 - （4）（3）の場合において、旧住所に家財が収容された状態で、新しい住所に移転を行う際に、一時的に新旧の住所2か所に保険の対象が存在する場合については、当社に通知した新住所への異動日から1カ月以内に限り、新旧の「被保険者のお住まい」に所在する保険の対象について第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金をお支払いします。ただし、その場合の新旧の保険金額の合計額は保険証券等記載の保険金額を限度とします。この場合においては、第27条第3項の規定にかかわらず、保険金額が減額されます。
 - （5）（契約者の変更）個人が契約者の場合、契約者の死亡または退去において、契約者を変更すること。この場合において、新たに契約者となる者はこの保険契約の被保険者である者に限ります。
なお、法人契約者の変更はできません。
 - （6）（契約者の氏名または名称変更）契約者が個人の場合、改姓および改名。また、契約者が法人、個人事業主または団体である場合、名称変更
 - （7）（被保険者の変更）契約者が個人の場合には、第2条第1項（1）の記名被保険者の変更は、第1項（5）（契約者の変更）と同時に行い、契約者と同一者とします。また、法人契約者である場合、新たに被保険者となる者は第2条（被保険者）第3項の条件を満たす者に限ります。
 - （8）前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険証券等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
- 2 当社は、契約者または被保険者が第1項（1）から（8）の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続を怠った場合には、第1項（1）から（8）の事実が発生したときまたは契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから当社が異動申請書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、契約者または被保険者が第1項の手続きを行ったとしても、当社が承認していたと認められる場合には保険金をお支払いします。
- 3 当社は、第1項（1）の事実がある場合において、「被保険者のお住まい」の用途を居住用以外へ変更した場合は、契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第5項

の規定とはかかわりありません。

- 第3項の規定は、当社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合には適用しません。
- 第3項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険契約が無効となる場合）

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、この保険契約は無効とします。

- （1）契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
- （2）既に被保険者を同じくする当社の他の保険契約があるとき。この場合には責任開始日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
- （3）前号に関わらず、第2条第1項(2)の無記名である被保険者と記名被保険者が重複した場合、当該被保険者については、無記名である契約において被保険者の対象外とし、記名被保険者である契約を有効とします。
- （4）契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約を締結したとき。

第13条（契約者による保険契約の解約）

- 1 契約者は、郵送または電磁的方法により、当社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
- 2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険契約が失効となる場合）

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、この保険契約は失効します。

- （1）「被保険者のお住まい」が消滅または損壊を受け、被保険者の居住の用に供せられなくなった場合。
- （2）保険の対象の全部が滅失した場合。
- （3）第1条（用語の定義）「被保険者のお住まい」または第2条（被保険者）に定める被保険者の条件を満たさなくなった場合。
- （4）この保険契約とセットで加入している保険契約が失効した場合。

第15条（保険契約の取消）

契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険金額の調整）

- 1 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条（重大事由による解除）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - （1）契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - （2）被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いまは行おうとしたこと。
 - （3）保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- （4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、（1）から（3）までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 当社は、被保険者が前項（3）アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
 - （注）この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、前項（3）アからオにおいて、該当する被保険者に係る部分に限ります。ただし、前項（3）アからオにおいて、保険契約者が該当する場合は除きます。
- 3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項（1）から（4）までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、第5項の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 4 保険契約者または被保険者が第1項（3）アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項（3）アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 5 保険契約者または被保険者が第1項（3）アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項（3）アからオまでのいずれにも該当しない第4条（保険金をお支払する場合）第12項（入居者死亡特別費用保険金）イの被害者の被った損害については適用しません。
- 6 第1項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の払込）

- 1 契約者は、保険料を責任開始日までに払い込まなければなりません。
- 2 当社は、契約者が保険料を責任開始日までに払わなかったときは、保険料の払い込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- 3 当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、領収についての取り扱いは次の各号のように定めます。
 - （1）銀行振込にて保険料をお支払いの場合は、当社または代理店の口座着金をもって領収とします。
 - （2）コンビニエンスストアの払込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払いの場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

第19条（保険料の返還）

- 1 当社は、次の算式により算出した額を返還します。
返還保険料＝〔保険料×（1－0.25）〕÷24か月×未経過月数
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1カ月に満たない日数は切り捨てます。
- 2 当社は、第10条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により当社が保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 3 当社は、第11条（ご契約後の通知義務）第3項の規定により当社が保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 4 当社は、第12条（保険契約が無効となる場合）（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- 5 当社は、第12条（保険契約が無効となる場合）（2）の場合は、保険料の全額を返還します。
- 6 当社は、第12条（保険契約が無効となる場合）（4）の場合は、保険料を返還しません。
- 7 当社は、第13条（契約者による保険契約の解約）第1項の規定により契約者がこの保険契約を解約したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 8 当社は、第14条（保険契約が失効となる場合）の場合は、第1項により算出した額を返還します。

- 9 第15条（保険契約の取消）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。
- 10 第16条（保険金額の調整）第1項の規定により、契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、次の算式により算出した額を返還します。
返還保険料＝（現在の保険料）－（減額後の保険金額に相当する保険料）
- 11 第16条（保険金額の調整）第2項の規定により、契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。
返還保険料＝〔（現在の保険料）－（減額後の保険金額に相当する2年間の保険料）〕÷24か月×未経過月数
未経過月数の計算は、1カ月に満たない日数は切り捨てます。
- 12 第17条（重大事由による解除）第1項および第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。

第20条（保険料の増額または保険金の削減）

- 1 当社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- 2 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 3 第1項および第2項の適用を行う場合は、契約者に書面にて速やかに通知します。

第21条（保険契約の更新）

- 1 当社は、この保険契約を更新する際には、保険期間の満了日の60日前までに、更新契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「更新案内」といいます。）を契約者に郵送します。
- 2 第1項の更新案内の記載内容に変更すべき事項があるときは、契約者は、この保険期間の満了する日の30日前までに、書面にて当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第10条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。
- 3 当社は、第1項の規定により更新案内を送付した場合において、契約者より、この保険契約の満了日までに、更新保険料の払い込みをもって、更新案内の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します（以下「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
- 4 当社は、保険契約を更新した場合には、保険契約の更新証を契約者に交付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。
- 5 当社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 6 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
- 7 更新契約に適用する普通保険約款および保険料は、各更新契約の初日におけるものとします。
- 8 当社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
- 9 当社は、第5項および第8項の適用を行う場合は、契約者に書面にて速やかに通知します。

第22条（損害発生の場合の手続）

- 1 契約者または被保険者は、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。通知すべき内容は下記の通りです。
 - （1）事故の日時、場所
 - （2）事故の状況およびこれらの事故の証人となる者がいるときはその者の住所、氏名
 - （3）所轄の警察署に届出をした場合の警察署名
- 2 当社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた「被保険者のお住まい」を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。
- 3 契約者または被保険者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- 4 契約者または被保険者は、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知り、損害につき、第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- 5 当社は、契約者または被保険者が、第4項の手続を怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 6 当社は、第4項の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために、契約者または被保

- 険者が支出した必要または有益な費用（以下「権利保全費用」といいます。）を負担します。ただし、第7条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- 7 第6条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第6項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。

第23条（損害防止義務および損害防止費用）

- 1 契約者または被保険者は、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 2 当社は、第1項の場合において、契約者または被保険者が、第4条（保険金をお支払いする場合）に該当する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第7条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって生じた事故について、その損害の発生および防止のために支出した費用は負担しません。
 - （1）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - （2）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - （3）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。
- 3 契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、当社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 4 第6条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。
- 5 当社は、第2項の負担金を含め、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項から第12項の保険金が重複して支払われる場合、その保険金の合計限度額は1000万円とします。

第24条（保険金の請求）

- 1 当社に対する保険金請求権は、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - （1）保険証券
 - （2）事故（盗難）報告書
 - （3）被害品明細書
 - （4）保険金請求書
 - （5）調査の同意書
 - （6）保険金受取人の印鑑証明書
 - （7）その他、当社が第25条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定められたもの
- 3 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 4 契約者または被保険者が、正当な理由がなく第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第25条（保険金をお支払いする時期）

- 1 当社は、被保険者が第24条（保険金の請求）第2項の手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - （2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - （3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係

- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会{弁護士法（昭和24年法律第205号）}に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。180日
 - (2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
 - (4) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 4 当社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第26条（残存物および盗難品の所有権）

- 1 当社が第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金をお支払いしたときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。
- 2 盗取された保険の対象について、当社が第4条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金をお支払いする前にその保険の対象が回収されたときは、保険の対象の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。
- 3 盗取された保険の対象について、当社が第4条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金をお支払いしたときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険の対象の再調達価額に対する保険金の割合によって、当社に移転します。
- 4 第3項の規定にかかわらず、被保険者は、支払いを受けた損害保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第27条（保険金お支払い後の保険金額）

- 1 1回の事故により、保険証券等記載の保険金額の全額をお支払いした場合は、その保険金支払いの原因となった損害の発生したときに終了します。
この場合、この保険契約とセットで加入している契約は失効します。
- 2 第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- 3 第1項の場合を除き、この保険契約の保険金額は減額されません。

第28条（損害発生後の保険の対象の減失）

当社は、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる保険の対象が、当該損害の発生後に、第4条の事故によらずに減失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

第29条（被害者による直接請求権）

- 1 第4条（保険金をお支払いする場合）第12項イに規定する場合において、次に掲げる事由があったとき、被害者は当社に対して第4条第12項に定める（入居者死亡特別費用保険金）の保険金支払を請求することができます。
（1）第4条第12項アに規定する費用を負担すべき者がいない、破産または生死不明
- 2 当社は、第1項の請求がなされた場合に、被害者に対して第4条（保険金をお支払いする場合）第12項に定める（入居者死亡特別費用保険金）をお支払いします。ただし、支払限度額（当社が既に支払った保険金がある場合は、その金額を差し引いた額）を限度とします。
- 3 第2項の規定に基づき当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が他の被保険者、死亡した被保険者の連帯保証人または法定相続人に、他の被保険者、死亡した被保険者の連

帯保証人または法定相続人の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

第30条（保険金請求権の行使期限）

- 1 第4条（保険金をお支払いする場合）第1項から第12項の規定による請求権は、保険の対象に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行行使することはできません。

第31条（代位）

- 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - (1) 当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 第1項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 契約者および被保険者は、当社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）

- 1 この保険について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款に関する義務を負うものとします。

第33条（破産）

- 1 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者は保険契約を解除することができます。
- 2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

破損・汚損担保特約

第1条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

破損・汚損等
不測かつ突発的な事故によって生じた損害をいいます。

第3条（保険金をお支払する場合）

（家財破損・汚損等保険金）
当社はお住まいの家財保険普通保険約款第4条第1項（家財保険金）、第2項（盗難保険金）以外の不測かつ突発的な事故によって、「被保険者のお住まい」内において、保険の対象について生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

第4条（お支払する保険金の額）



当社が家財破損・汚損等保険金としてお支払いする損害保険金の額は、保険の対象の再調達価額によって定められた損害の額から3万円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき30万円を限度とします。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は30万円を限度とします。

第5条（保険の対象の範囲）

当社はお住まいの家財保険・普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象に含まれないものに加えて、以下に掲げるものについても保険の対象に含まれません。

- (1) ラジオコントロール模型およびその付属品
- (2) ノートブックパソコン
- (3) タブレット型端末
- (4) カメラ（ビデオカメラを含む）

第6条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、お住まいの家財保険・普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）に加えて、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対して、第4条（保険金をお支払いする場合）の保険金をお支払いしません。

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または非難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- (2) 次のいずれかの者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - イ. 契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - ロ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 - ハ. イ. の使用人
- (3) 家財の瑕疵によって生じた損害
- (4) 家財の自然の消耗または劣化、ボイラースケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがき、肌落ちその他類似の事由、ねずみ食いまたは虫食い等
- (5) 家財に対する加工、修理、調整作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
- (6) 家財に生じたすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- (7) 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故
- (8) 詐欺または横領によって生じた事故
- (9) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- (10) 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
- (11) 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- (12) 楽器に生じた次に掲げる損害
 - イ. 絃（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ロ. 音色または音質の変化
- (13) 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

第7条（お支払する保険金額の額）

1回の事故において、お住まいの家財保険普通保険約款第5条第13項に規定する合計額の計算に、この特約で支払われる保険金は含まれます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、お住まいの家財保険普通約款の規定を準用します。

保険証券に「破損・汚損特約なし」と印字されている場合は適用されません。

目次

- 第1条（用語の定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 第2条（被保険者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第3条（保険金をお支払いする場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第4条（お支払いする保険金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）・・・・・・・・ 28
- 第6条（保険金をお支払いしない場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 第7条（重複契約の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第8条（保険期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第9条（ご契約時の告知義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第10条（ご契約後の通知義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第11条（保険契約が無効となる場合）・・・・・・・・・・・・ 30
- 第12条（契約者による保険契約の解約）・・・・・・・・・・・・ 30
- 第13条（保険契約が失効となる場合）・・・・・・・・・・・・ 30
- 第14条（保険契約の取消）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第15条（重大事由による解除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第16条（保険料の払込）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第17条（保険料の返還）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第18条（保険料の増額または保険金の削減）・・・・・・・・ 32
- 第19条（保険契約の更新）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第20条（損害発生の場合の手続）・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第21条（損害防止義務および損害防止費用）・・・・・・・・ 33
- 第22条（保険金の請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第23条（保険金をお支払いする時期）・・・・・・・・・・・・ 34
- 第24条（保険金お支払い後の保険金額）・・・・・・・・・・・・ 34
- 第25条（当会社による損害賠償責任の解決）・・・・・・・・ 35
- 第26条（被害者の特別先取特権）・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第27条（保険金請求権の行使期限）・・・・・・・・・・・・ 35
- 第28条（代位）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第29条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い） 35
- 第30条（破産）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第31条（訴訟の提起）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第32条（準拠法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

- 1 この約款
お住まいの賠償責任保険普通保険約款をいいます。当会社のお住まいの家財保険普通保険約款と合わせて契約する保険です。
- 2 普通保険約款
お住まいの賠償責任保険普通保険約款をいいます。
- 3 当会社
この保険契約の引受保険業者をいいます。
- 4 契約者
当会社にこの保険契約の申し込みをする者であって、保険料の支払義務を負うこととなる保険契約者をいいます。また、法人契約者とは、契約者が法人、個人事業主または団体であるものをいいます。
- 5 被保険者
この保険契約により補償を受ける者をいいます。
- 6 親族
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 7 保険証券
保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し郵送で契約者に交付する書面をいいます。
- 8 保険契約の更新証
保険契約を更新した際に、新たに保険証券を発行しないで保険証券に代わるものとして、当会社が作成し郵送で契約者に交付する書面をいいます。
- 9 保険証券等
保険証券、保険契約の更新証、および異動承認書をいいます。
- 10 「被保険者のお住まい」
被保険者が日本国内において、居住用として入居する保険証券等記載の賃借物件である戸室または一戸建の建物をいいます。
ただし、戸室または建物が、居住の用に供されている部分と専ら職務の用に供されている部分（生活用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます。）とから構成されている場合には、専ら職務の用に供されている部分については「被保険者のお住まい」とはみなしません。
- 11 保険金
この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金があります。
- 12 保険金額
保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険証券等に記載されています。
- 13 支払限度額
この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は保険証券等に記載されています。
- 14 身体の障害
生命または身体を害することをいいます。
- 15 損壊
財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。
- 16 「被保険者のお住まい」の貸主
「被保険者のお住まい」の所有者または転貸人をいいます。
- 17 被害者
当社が保険金を支払う場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すべき「被保険者のお住まい」の貸主および他人をいいます。
- 18 第三者
被保険者および被保険者の役員、従業員、職員以外の者をいいます。
- 19 示談交渉
民事上の紛争を裁判によらず、当事者間の合意で解決するように話し合うことをいいます。

- 20 契約者の住所
保険証券等記載の契約者の住所をいいます。ただし、第10条（ご契約後の通知義務）第1項（1）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
- 21 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第2条（被保険者）

- 1 被保険者は「被保険者のお住まい」に入居する次の者をいいます。
 - （1）保険証券等記載の被保険者をいいます。（記名被保険者、主となる被保険者）
 - （2）（1）の被保険者と同居する親族。無記名で含まれます。（無記名被保険者）
ただし、法人、個人事業主または団体が契約者となる場合を除きます。その場合は記名が必要です。
 - （3）生活の本拠として、「被保険者のお住まい」に（1）の被保険者と同居する者で、この保険証券等に記載された（1）以外の者。（記名被保険者）
- 2 第1項（1）の被保険者と（2）の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生のときにおけるものをいいます。
- 3 この保険において法人契約者の場合の第1項（1）の被保険者は、その契約者の役員、従業員、職員に限りません。
- 4 第1項（2）の無記名の被保険者が、当会社の他の保険契約の記名被保険者となった場合には、重複する被保険者として無記名被保険者としての資格を失います。
- 5 この保険契約において、個人が契約者となるときの第1項（1）の被保険者は、契約者と同一者とします。

第3条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この約款に従い、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金をお支払いします。

- 1（借家人賠償責任保険金）
被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により「被保険者のお住まい」が損壊した場合において、その「被保険者のお住まい」の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任
 - （1）火災
 - （2）破裂または爆発
 - （3）「被保険者のお住まい」内で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- 2（個人賠償責任保険金）
日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任。ただし、「被保険者のお住まい」以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。
 - （1）「被保険者のお住まい」の使用または管理に起因する偶然な事故
 - （2）被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

第4条（お支払いする保険金の額）

- 1 当会社は、次に掲げるものの合計額を第3条（保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金として、お支払いします。この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その価値をこれから差し引くものとします。
 - （1）第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）および（2）の費用
 - （2）第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（3）の費用。ただし、1事故につき支払限度額を30万円とします。
 - （3）第3条（保険金をお支払いする場合）第2項（1）および（2）の費用
 - （4）損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁、および示談交渉に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
 - （5）被保険者が他人に対して賠償責任の請求権を有する場合において、第20条（損害発生の場合の手續）の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続をとるために要した費用
 - （6）第21条（損害防止義務および損害防止費用）の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

- (7) 第25条（当会社による損害賠償責任の解決）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - (8) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- 2 1回の事故につき、第1項によって計算された額の合計額が1000万円を超える場合においては、当会社がお支払いする保険金は1000万円とします。

第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）

- 1 当会社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の損害を担保する他の保険契約等（特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含みます。以下同じ。）がある場合には、次の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。
- (1) それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がなかったものとして算出して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下同じ。）の合計額が損害額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額
 - (2) それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額をお支払いします。
 - ①他の保険契約から保険金（共済金を含みます。）が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額
 - ②他の保険契約から保険金（共済金を含みます。）が支払われた場合、損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金（共済金を含みます。）の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- 2 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。

第6条（保険金をお支払いしない場合）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害、またはいずれかに該当する損害賠償を負担することによって被った損害に対しては、第3条（保険金をお支払いする場合）の保険金をお支払いしません。
- (1) 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（借家人賠償責任保険金）および第2項（個人賠償責任保険金） 共通
 - ①契約者、被保険者、被保険者と同居する者、またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ②保険金を受け取る者の故意
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
 - ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 - ⑥⑤以外の放射性照射または放射能汚染
 - ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧被保険者が、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
ただし、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（借家人賠償責任保険金）に該当する場合を除きます。
 - ⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - (2) 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（借家人賠償責任保険金）
 - ⑩被保険者が「被保険者のお住まい」を貸主に引き渡した後に発見された「被保険者のお住まい」の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑪被保険者と「被保険者のお住まい」の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
 - ⑫「被保険者のお住まい」の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任
 - (3) 第3条（保険金をお支払いする場合）第2項（個人賠償責任保険金）
 - ⑬他の被保険者および被保険者と生計を共にする親族に対する損害賠償責任

- ⑭契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑮被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ⑯航空機、船舶、車両（原動機が人力であるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑰「被保険者のお住まい」以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

第7条（重複契約の禁止）

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の他の保険契約の被保険者となることはできません。

第8条（保険期間）

- 1 保険期間は、保険証券等に記載された保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、2年後の同一日付の前日（満了日）24時に終わります。
- 2 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第9条（ご契約時の告知義務）

- 1 契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (1) 契約者の住所
 - (2) 契約者の氏名および生年月日または名称および代表者
 - (3) 被保険者の氏名および生年月日
 - (4) 法人契約者の場合は、その本社、本店、主たる事務所の住所
 - (5) 「被保険者のお住まい」の住所および占有面積
 - (6) (3) 以外の記名被保険者の氏名および生年月日
 - (7) 被保険者全員の他の保険契約の有無
- 2 当会社は、保険契約締結の際、契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第2項の事実がなくなった場合。
 - (2) 当会社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
 - (3) 契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - (4) 当会社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- 4 第2項の規定による解除が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。
- 5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- 6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

第10条（ご契約後の通知義務）

- 1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社所定の書面（以下「異動申請書」といいます。）にて当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- (1) (「被保険者のお住まい」の用途変更) 「被保険者のお住まい」の用途を変更したこと。
この場合は、第13条（3）の規定を適用します。

- (2) (契約者の住所変更) 保険契約者が保険証券等記載の住所を変更したこと。
 - (3) (「被保険者のお住まい」の変更) 被保険者が保険証券等記載の「被保険者のお住まい」の住所を変更した場合、その住所および占有面積
 - (4) (3) の場合において、旧住所に家財が収容された状態で、新しい住所に移転を行う際に、一時的に新旧の住所2か所に保険の対象が存在する場合については、当会社に通知した新住所への異動日から1カ月以内に限り、新旧の「被保険者のお住まい」について第3条(保険金をお支払いする場合)の賠償責任保険金をお支払いします。ただし、その場合の新旧の保険金額の合計額は保険証券等記載の保険金額を限度とします。この場合においては、第24条第3項の規定にかかわらず、保険金額が減額されます。
 - (5) (契約者の変更) 個人が契約者の場合、契約者の死亡または退去において、契約者を変更すること。この場合において、新たに契約者となる者はこの保険契約の被保険者である者に限ります。なお、法人契約者の変更はできません。
 - (6) (契約者の氏名または名称変更) 契約者が個人の場合、改姓および改名。また、契約者が法人、個人事業主または団体である場合、名称変更
 - (7) (主となる被保険者の変更) 個人が契約者の場合は、第2条(被保険者)第1項(1)の被保険者の変更は、第10条第1項(5)の条件を満たす者に限ります。また、法人契約者である場合、新たに被保険者となる者は第2条第3項の条件を満たす者に限ります。
 - (8) (主となる被保険者以外の記名被保険者の増減) 第2条第1項(3)の被保険者の増減があったこと。
 - (9) 前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険証券等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実)に限ります。)が発生したこと。
- 2 当社は、契約者または被保険者が第1項(1)から(9)の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続を怠った場合には、第1項(1)から(9)の事実が発生したときまたは契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから当社が異動申請書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、契約者または被保険者が第1項の手続きを行ったとしても当社が承認していたと認められる場合には保険金をお支払いします。
 - 3 当社は、第1項(1)の事実がある場合において「被保険者のお住まい」の用途を居住用以外へ変更した場合は、契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第5項の規定とはかかわりありません。
 - 4 第3項の規定は、当社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合には適用しません。
 - 5 第3項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条(保険契約が無効となる場合)

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、この保険契約は無効とします。

- (1) 契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
- (2) 既に被保険者を同じくする当社の他の保険契約があるとき。この場合には責任開始日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
- (3) 前号に関わらず、第2条第1項(2)の無記名である被保険者と記名被保険者が重複した場合、当該被保険者については、無記名である契約について被保険者の対象外とし、記名被保険者である契約を有効とします。
- (4) 契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約を締結したとき。

第12条(契約者による保険契約の解約)

- 1 契約者は、郵送または電磁的方法により、当社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
- 2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条(保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、この保険契約は失効します。

- (1) 「被保険者のお住まい」が消滅または損壊を受け、被保険者の居住の用に供せられなくなった場合。
- (2) 保険の対象の全部が滅失した場合。

- (3) 第1条に定める被保険者「被保険者のお住まい」の条件または第2条(被保険者)に定める被保険者の条件を満たさなくなった場合。
- (4) この保険契約とセットで加入している保険契約が失効した場合。

第14条(保険契約の取消)

契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(重大事由による解除)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いまは行おうとしたこと。
 - (3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 当社は、被保険者が前項(3)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
(注)この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、前項(3)アからオにおいて、該当する被保険者に係る部分に限ります。ただし、前項(3)アからオにおいて、保険契約者が該当する場合は除きます。
- 3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第5項の規定にかかわらず、第1項(1)から(4)までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 4 保険契約者または被保険者が第1項(3)アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(3)アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。
- 5 第1項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の払込)

- 1 契約者は、保険料を責任開始日までに払い込まなければなりません。
- 2 当社は、契約者が保険料を責任開始日までに払わなかったときは、保険料の払い込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- 3 当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、領収についての取り扱いは次の各号のように定めます。
 - (1) 銀行振込にて保険料をお支払いの場合は、当社または代理店の口座着金をもって領収とします。
 - (2) コンビニエンスストアの払込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払いの場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

第17条(保険料の返還)

- 1 当社は、次の算式により算出した額を返還します。
返還保険料＝〔保険料×（1－0.25）〕÷24か月×未経過月数
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1カ月に満たない日数は切り捨てます。
- 2 当社は、第9条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により当社が保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 3 当社は、第10条（ご契約後の通知義務）第3項の規定により当社が保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 4 当社は、第11条（保険契約が無効となる場合）（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- 5 当社は、第11条（保険契約が無効となる場合）（2）の場合は、保険料の全額を返還します。
- 6 当社は、第11条（保険契約が無効となる場合）（4）の場合は、保険料を返還しません。
- 7 当社は、第12条（契約者による保険契約の解約）第1項の規定により契約者がこの保険契約を解約したときは、第1項により算出した額を返還します。
- 8 当社は、第13条（保険契約が失効となる場合）の場合は、第1項により算出した額を返還します。
- 9 第14条（保険契約の取消）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。
- 10 第15条（重大事由による解除）第1項および第2項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、第1項により算出した額を返還します。

第18条（保険料の増額または保険金の削減）

- 1 当社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- 2 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 3 第1項および第2項の適用を行う場合は、契約者に書面にて速やかに通知します。

第19条（保険契約の更新）

- 1 当社は、この保険契約を更新する際には、保険期間の満了日の60日前までに、更新契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「更新案内」といいます。）を契約者に郵送します。
- 2 第1項の更新案内の記載内容に変更すべき事項があるときは、契約者は、この保険期間の満了する日の30日前までに、書面にて当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第9条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。
- 3 当社は、第1項の規定により更新案内を送付した場合において、契約者より、この保険契約の満了日までに、更新保険料の払い込みをもって、更新案内の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します（以下「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
- 4 当社は、保険契約を更新した場合には、保険契約の更新証を契約者に交付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。
- 5 当社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 6 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
- 7 更新契約に適用する普通保険約款および保険料は、各更新契約の初日におけるものとします。
- 8 当社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
- 9 当社は、第5項および第8項の適用を行う場合は、契約者に書面にて速やかに通知します。

第20条（損害発生の場合の手続）

- 1 契約者または被保険者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。通知すべき内容は下記の通りです。
 - （1）事故の日時、場所
 - （2）事故の状況およびこれらの事故の証人となる者があるときはその者の住所、氏名

- （3）所轄の警察署に届出をした場合の警察署名
- 2 当社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた「被保険者のお住まい」を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。
- 3 契約者または被保険者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- 4 契約者または被保険者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、次の手続をとらなければなりません。
 - （1）損壊につき、第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - （2）損害賠償責任の全部または一部を、被害者に承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
 - （3）損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること。
 - （4）損害賠償金の額が確定したときは、これを遅滞なく当社に通知し、かつ、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他の書類を添えて、損害賠償金の額が確定した日からその日を含めて30日以内に当社に提出すること。
- 5 当社は、契約者または被保険者が、第4項（1）または（2）の手続を怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額、または被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 6 当社は、第4項（1）の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために、契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用（以下「権利保全費用」といいます。）を負担します。ただし、第6条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- 7 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第6項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。

第21条（損害防止義務および損害防止費用）

- 1 契約者または被保険者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 2 当社は、第1項の場合において、契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）に該当する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第6条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって生じた事故について、その損害の発生および防止のために支出した費用は負担しません。
 - （1）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - （2）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - （3）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。
- 3 契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、当社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 4 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。
- 5 当社は、第2項の負担金を含め、第3条の保険金が重複して支払われる場合、その保険金の合計限度額は1000万円とします。

第22条（保険金の請求）

- 1 当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - （1）保険証券

- (2) 事故（盗難）報告書
 - (3) 被害品明細書
 - (4) 保険金請求書
 - (5) 調査の同意書
 - (6) 保険金受取人の印鑑証明書
 - (7) その他、当社が第23条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定めたもの
- 3 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 4 契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第23条（保険金をお支払いする時期）

- 1 当社は、被保険者が第22条（保険金の請求）第2項の手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - (2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
 - (4) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 4 当社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第24条（保険金お支払い後の保険金額）

- 1 1回の事故により、保険証券等記載の保険金額の全額をお支払いした場合は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。
この場合、この保険契約とセットで加入している契約は失効します。
- 2 第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- 3 第1項の場合を除き、この保険契約の保険金額は減額されません。

第25条（当社による損害賠償責任の解決）

当社は、必要と認めたときは、損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第26条（被害者の特別先取特権）

- 1 被害者は、賠償責任保険金を請求する権利について特別先取特権（法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利）を有します。
- 2 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

第27条（保険金請求権の行使期限）

- 第3条（保険金をお支払いする場合）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任保険の額について、被保険者と損害賠償責任権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合。
 - (2) 賠償責任請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合。

第28条（代位）

- 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - (1) 当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合。
被保険者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合。
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 第1項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 契約者および被保険者は、当社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）

- 1 この保険について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款に関する義務を負うものとします。

第30条（破産）

- 1 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者は保険契約を解除することができます。
- 2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

● 参考資料 ●

【 簡易家財評価表 】

お部屋の広さ	ご加入の目安	(想定する家族構成)
18㎡未満	200万	1人
18㎡～37㎡	400万～600万	2人以上
38㎡～55㎡	600万～800万	3人以上
56㎡～	800万	3人以上

ご加入コースの選択について

一般的に、お部屋の広さが広くなるほど家財の評価額は高くなる傾向があります。また、同居人の人数が多くなるほど、世帯主の年齢が高くなるほど、家財の評価額が高くなる傾向があります。

簡易家財評価表のご加入の目安をご参考としていただき、お客様の実情に合わせて、弊社保険プランからよりふさわしいコースをお選びください。

